

平成25年（ワ）第38号、第94号、第175号

「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件

原告 中島 孝 外

被告 国 外1名

意見陳述書

2014（平成26）年3月25日

福島地方裁判所 第1民事部 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 久保木 亮 介

第1 被告国は、津波の予見可能性を判断するための知見の集積に関する原告主張事実に対し認否をすべきであること

原告らは訴状、準備書面（4）および準備書面（13）において、被告国が2002（平成14）年、又は遅くとも2006（平成18）年までには、福島第一原子力発電所の主要建屋の存する敷地高さO.P.+10mを超え、全交流電電喪失ひいては炉心溶融を発生させる、地震に伴う津波について予見できたことを主張しました。

津波の予見可能性を判断するための知見の集積が本訴訟における重要な争点であることは、前回期日において裁判所も確認しています。

しかし、今回提出された被告国の第3準備書面は、津波の予見可能性を判断するための知見の集積経過について原告らが具体的に主張した事実について、きちんと認否にしておりません。これでは、争いのない事実と争いのある事実を整理していく作業すらできません。

以下、いくつかの具体的事実を例にしてにつき指摘します。

第2 1997年「4省庁報告書」を受けて執った国の措置について

1 原告らの主張

1997（平成9）年に、国は、「太平洋沿岸部地震津波防災計画手法調査報告書」（4省庁報告書、甲B115）、および「地域防災計画における津波対策の手引き」（甲B21）を策定しました。

原告らは、準備書面（4）において、4省庁「報告書」等の策定を受け、被告国が、「仮に今の数値解析の2倍で津波高さを評価した場合、その津波により原子力発電所がどうなるか、さらにその対策として何が考えられるかを提示するよう被告東京電力ら電力会社に要請」した、と主張しました（21頁）。

この原告らの主張に対し、被告国は認否をしていません。

2 認否が必要な理由

1997年6月以前の段階で、被告国が被告東京電力ら電力各社にこのような指示をしたのかどうか、被告国が指示をしていたとすれば被告国は被告東京電力ら電力各社から回答を得ていたかどうか、さらに、回答を得ていればその内容がどのようなものであったか、の事実は、被告国が地震による津波および原子力発電所への影響につき、2002年に先立つ1990年代後半の時点で、いかなる認識と知見を有していたかを知る上で、極めて重要な事実です。

第3 2002年「長期評価」発表を受けて執った国の措置について

1 国の機関が策定した「長期評価」

2002（平成14）年7月31日、地震調査研究推進本部地震調査委員会が「長期評価」（「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評

価について」、甲B5の2)を公表した。

「長期評価」は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）の今後30年以内の発生確率は20%程度、今後50年以内の発生確率は30%程度であり、2万2千人が犠牲となった1896年の明治三陸地震と同様の規模の地震が三陸沖北部から房総沖の日本海溝付近の領域内のどこでも発生する可能性がある」と指摘しています。

地震調査研究推進本部は、阪神・淡路大地震の被害を繰り返さぬための地震防災対策特別措置法に基づき設置された国の機関であり、「地震に関する調査研究の成果が国民や防災を担当する機関に十分に伝達され活用される体制になっていなかったという課題意識の下に、行政施策に直結すべき地震に関する調査研究の責任体制を明らかにし、これを政府として一元的に推進するため、同法に基づき総理府に設置（現・文部科学省に設置）された政府の特別の機関です。」（甲Bの1、1頁）。

2 原告らの主張

原告らは、

- (1) 2002（平成14）年当時から2008（平成20）年に被告東京電力が「長期評価」に基づく試算を行うに至るまで、被告国が、被告東京電力に対し「長期評価」に基づく試算の実施や対策の検討を求めたことは一切なかった事実の主張（原告準備書面（13）41頁）。
- (2) 「長期評価」の発表前に内閣府中央防災会議が推進本部に発表を見送るよう圧力をかけた事実の主張（準備書面（13）34～35頁）
- (3) 推進本部の見解を受け入れるかどうかの判断を被告東京電力ら電力会社に委ねていた事実の主張（準備書面（13）39～40頁）

をしています。

この原告ら主張に対し、被告国は認否をしていません。

4 認否が必要な理由

推進本部が策定した「長期評価」は、原子力発電所に影響する地震および津波への対策においても当然、安全確保のための科学的知見の基本に据えられるべききわめて重要な知見です。

被告国（関係行政庁）は、推進本部の調査研究の成果である「長期評価」を国民や防災を担当する機関に十分に伝達し、活用する責務を負っているのであり、この責務が具体的にどのように果たされたのかについて事実を確定することは、本件における予見可能性を判断するための知見の集積に深く関係することです。

第4 2002年時点で、10mを超える津波の予見可能性があったとの原告ら主張について

1 原告らの主張

原告らは、島崎邦彦氏の論文を引用する形で、以下のとおり主張しました（準備書面（13）43～44頁）。

「福島第一原発の津波評価（原告ら代理人注：これは「津波評価技術」のことを指している）では、明治三陸地震の津波波高も計算している。よって、長期予測に従った評価をするには、断層モデルの位置を福島県沖の海溝付近へ移動して計算を行えば良い。このような計算を行えば2002年の時点で、福島第一原発に10mを超える津波が襲う危険が察知されたはずである。」

被告はこれに対して認否をしていません。

2 認否が必要な理由

原告らがここで主張している趣旨は、2002（平成14）年時点において、被告国（そして被告東京電力も）が「長期評価」を活用して、明治三陸地震と同規模の地震を福島県沖の日本海溝沿いに想定して津

波を試算することはできたということ、この試算をすれば、福島第一原子力発電所に10mを超える津波が襲うという結果が出るということ、です。

これは、情報収集・調査義務を負っている被告国が、福島第一原子力発電所に浸水高約10メートルの津波が到来する可能性を認識し、あるいは認識し得る状態にあったかどうかを判断する上で重要な論点です。

以 上